

さいたま都市計画用途地域の変更について

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況／
都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 419 号関係】

議案第419号

さいたま都市計画用途地域の変更について

【対象地区】

七里駅北側地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

開催日時	令和5年12月9日 18:00～	令和5年12月11日 18:00～
開催場所	春おか広場多目的ホール	
出席者	27名	21名

(2) 意見の要旨

用途地域の変更に係る意見なし

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	七里駅北側地区
縦覧の告示	令和6年2月13日
縦覧の期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
意見書の提出期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
縦覧者数	2名

(2) 意見書の提出状況

0通

【対象地区】

中央区役所周辺東地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

開催日時	令和5年11月2日 19:00～	令和5年11月3日 10:00～
開催場所	下落合公民館研修室	
出席者	3名	2名

(2) 意見の要旨

用途地域の変更に係る意見なし

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	中央区役所周辺東地区
縦覧の告示	令和6年2月13日
縦覧の期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
意見書の提出期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
縦覧者数	1名

(2) 意見書の提出状況

0通

【対象地区】
大門上・下野田地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

開催日時	令和5年12月15日 18:00～	令和5年12月16日 15:00～
開催場所	大門上自治会館	
出席者	7名	9名

(2) 意見の要旨
用途地域の変更に係る意見なし

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	大門上・下野田地区
縦覧の告示	令和6年2月13日
縦覧の期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
意見書の提出期間	令和6年2月13日から令和6年2月27日まで
縦覧者数	2名

(2) 意見書の提出状況
1通1名 【内訳】 反対1通1名

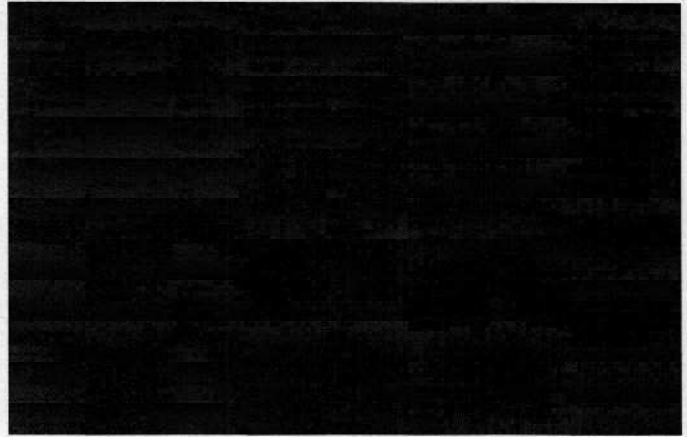
3 都市計画法第17条に基づき提出された意見書の要旨

(反対)

意見の要旨	意見に対する市の見解
<p>用途地域の区域の境界の引き方が不鮮明である。</p> <p>道路を越えて、住居地域に狭小範囲の準工業が入り込んでいる意図がわからない。物流センターなどが出来ることで、大型の車の交通量がさらに多くなり、その割に歩道や歩車分離の信号が少なく、小学生が安全に通れる道がさらに少なくなら懸念が著しい。騒音問題もあり、住居地域の生活環境が良くなると思えない。</p> <p>美園ウイングシティの構想からかけ離れている。</p> <p>463 の隣に歩行者専用の陸橋をかける、通学路の範囲は全面路上喫煙禁止にするなど、まずはインフラの徹底した整備をしてのちの用途地域を決めるべきである。行き当たりばったりで、まちづくりの具体的な構想が乏しい。</p>	<p>今回の用途地域の変更箇所については、土地区画整理事業により整備された道路等の地形地物に合せ、変更するものです。</p> <p>また、変更にあたっては、市街化予想図及び土地利用の実態を考慮し、準工業地域の範囲を狭めており、生活環境の悪化につながるものではないと考えております。</p> <p>当地区は、美園ウイングシティの構想以前より事業を進めており、構想の範囲外となっております。</p> <p>また、土地区画整理事業における道路整備等のインフラ整備につきましては、概ね終了しており、ご提案いただいた内容につきましては、今後、まちが発展する中で、市と住民の皆様とで検討する内容と考えます。</p>

令和6年2月13日

さいたま市長 清水 勇人 宛



さいたま都市計画の変更に係る意見書

さいたま都市計画（用途地域）【（大門上・下野田地区）】の変更について、下記の理由により（反対）します。

記

まず、用途地域の区域の境界の引き方が不鮮明である。道路などのインフラを整備し、その道路に沿って、用途地域が変わるのであれば、まだわかるが、道路を越えて、住居地域に狭小範囲の準工業が入り込んでいる意図がわからない。近隣とのトラブルに発展しかねない。範囲をインフラでアイランド型にするなど、具体的な配慮を望む。次に、準工業地域を置くことで、今もそうだが、幹線道路が近いために、CREなどの物流センターや美園交差点近くの中古車販売、建材メーカーなどができ、商店街などの誘引にはならないと思う。物流センターなどができることで、大型の車の交通量がさらに多くなり、その割に歩道や歩車分離の信号が少なく、小学生が安全に通れる道がさらに少なくなると懸念が著しい。騒音問題もあり、住居地域の生活環境が良くなると思えない。区画整理したとは思えない、インフラ整備の中途半端さを痛感する。美園ウイングシティの構想からかけ離れている。463の隣に歩行者専用の陸橋をかける、通学路の範囲は全面路上喫煙禁止にするなど、まずはインフラの徹底した整備をしてのちの用途地域を決めるべきである。行き当たりばったりで、まちづくりの具体的な構想が乏しい。